

7. 市町村における取組の方向性

7.1 緑の基本計画の活用について

近年の環境問題に関する関心の高まりや自然とのふれあいに対する国民のニーズに応え、都市における良好な生活環境を形成するためには、一定の目標の下に、都市公園の整備、特別緑地保全地区や生産緑地地区の決定等都市計画制度に基づく施策と、民間建築物や公共公益施設の緑化、緑地協定、ボランティア活動、各種イベント等都市計画制度によらない施策や取組を体系的に位置づけ、官民連携の下、計画的かつ系統的に緑地の保全・創出を図ることが必要です。これらの実現のためには、まちづくりの主体である市町村において緑の基本計画を策定し、具体的な取組内容を明確に位置づけることが望まれます。

緑の基本計画の策定（改訂）の参考としてもらうべく、次ページ以降に緑の基本計画の概ねの構成要素として考えられる「緑の配置方針」と「施策検討」に関する取組例等を記載します。

また、緑の基本計画の策定・改定の際に参考となる図書もありますので、併せてご活用ください。なお、本章は、以下の参考図書より引用し、構成しています。

表31 緑の基本計画の主な関連資料

名称	発行	発行年月
都市緑地法運用指針	国土交通省都市局	平成30年4月改正
都市公園法運用指針（第3版）	国土交通省都市局	平成29年6月改正
新編 緑の基本計画ハンドブック	社団法人 日本公園緑地協会	平成19年4月
平成29年度版 公園緑地マニュアル	一般社団法人 日本公園緑地協会	平成30年3月
新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課	平成28年5月
都市公園のストック効果向上に向けた手引き	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課	平成28年5月
都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課	平成30年8月改正
生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課	平成30年4月
公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課	平成30年10月
これからの社会を支える都市緑地計画の展望 人口減少や都市の縮退等に対応した緑の基本計画の方法論に関する研究報告書	国土交通省 国土技術政策総合研究所	平成28年6月
防災系統緑地の計画手法に関する技術資料 —都市の防災性向上に向けた緑の基本計画等の策定に係る解説書—	国土交通省 国土技術政策総合研究所	平成30年6月

■主な取組一覧

7.2.1 緑の配置方針

- 取組 1 生物多様性の確保に向けた水と緑のネットワークの形成
- 取組 2 将来都市構造の構築と連動した緑の配置

7.2.2 施策検討

(1) 総合的な取組について

- 取組 3 地域特性に応じた植栽・管理
- 取組 4 防災系統緑地の充実による災害対応

(2) 都市公園等の整備及び管理について

- 取組 5 官民連携による公園等の整備及び管理の推進
- 取組 6 多様な主体による公園緑地のマネジメントの促進
- 取組 7 計画的な公園施設の老朽化対策
- 取組 8 公園のストック再編の検討

(3) 都市公園以外の施設緑地について

- 取組 9 市民緑地の活用による緑化推進
- 取組 10 地域特性に応じた市民農園の検討
- 取組 11 街路樹等の適切な維持管理

(4) 地域制緑地の保全等について

- 取組 12 特別緑地保全地区を活用した市街地内の緑地の保全
- 取組 13 都市農地の保全
- 取組 14 多自然川づくりの検討

(5) 民有地を含めた緑化・保全について

- 取組 15 民有地緑化の推進
- 取組 16 緑の環境学習の推進
- 取組 17 多様な主体の参画による緑のまちづくりの推進
- 取組 18 緑化重点地区の指定
- 取組 19 緑化地域の指定による緑化推進
- 取組 20 保全配慮地区等を活用した緑の継承

取組例のページでは、都市緑地法第4条2項においておおむね定めるものと「都市公園の整備」「都市公園の管理」「緑地の保全」「緑化の推進」のいずれの方針に該当するか記載します。本計画の3つの方針のいずれに該当するかも併せて記載します。

7.2 市町村における緑の基本計画の検討について

7.2.1 緑の配置方針

取組 1	生物多様性の確保に向けた水と緑のネットワークの形成			
都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の保全	緑化の推進
対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	

急激な都市化は、都市部における緑地の量・質の低下を招き、特定の動植物の退行や生態系の変化など、生物多様性の危機を引き起こす原因の一つとなっています。本県における生物多様性の危機についても依然深刻であり、今後さらなる努力と緊急で効果的な施策が必要です。緑地の保全及び緑化の推進に関する計画である緑の基本計画に、生物多様性に関する指標や目標値、施策が位置づけられることにより、多くの人々が目標を共有して、都市緑地の保全や緑化を推進し、水と緑のネットワークを形成することができます。水と緑のネットワークの形成にあたっては、生物多様性の保全に配慮するなど、生態系ネットワーク形成の基本的な考え方にに基づき進める必要があります。

生態系ネットワークの形成にあたっては、生物の生息空間である<大拠点>と<拠点>をできるだけ広い面積で保全・再生し、生きものが安定的に生息生育できる環境を確保します。これを帯状や飛び石状の自然地である<回廊>でつなぐことにより、生きものが移動できるようにします。また、<大拠点><拠点>と<回廊>の周辺に広がる区域は<基盤環境>として自然の質の向上を図ることによって、生態系ネットワークの形成を助けるようにします。複数の市町村にまたがる生態系ネットワークの形成については、関係市町村と調整し一体となって生態系の保全・再生を図る配置を検討する必要があります。

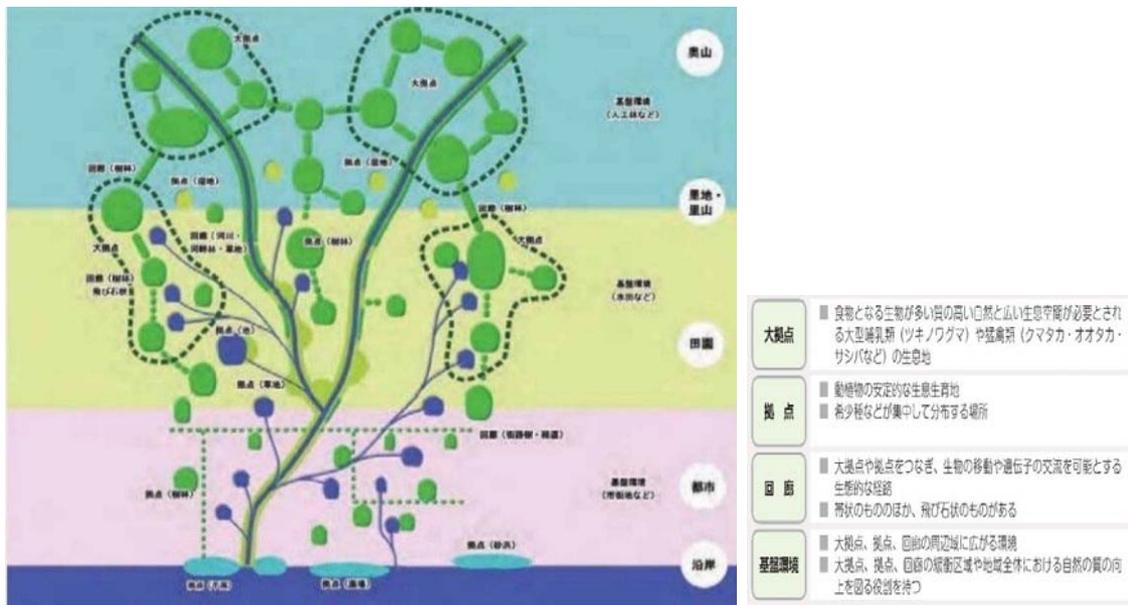


図63 生態系ネットワークの構成要素（大拠点・拠点・回廊・基盤環境）の配置イメージ

出典：あいち生物多様性戦略 2020(平成 25 年 3 月)

あいち生物多様性戦略 2020 : <http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/shizen/senryaku/senryaku.html>

生物多様性の保全に向けた取組には、市民や生物多様性の保全再生活動を行っている団体（以下 活動団体という。）との連携が有効であるため計画策定段階から活動団体と連携し意見を酌み取れる体制とすることが有効です。

また、生態系ネットワークの形成にあたって、本県では、生物の生息空間を保全・再生し、生態系ネットワークの形成を進めるために地域毎に9つの生態系ネットワーク協議会（図64）が設立されており、これらの協議会と連携を図っていくことも望まれます。

また、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」を策定している市町村は、緑の基本計画に、生物多様性の確保の観点から「緑地の保全及び緑化の推進に関する事項」を定める際に、両者の連携について留意することが望ましいとされています。



9つの生態系ネットワーク協議会
尾張北部、尾張西部、東部丘陵、
知多半島、西三河、西三河南部、
渥美半島、東三河、新城設楽

※尾張南部は、生態系ネットワーク協議会設立時には、尾張西部と名称変更しました。

図64 生態系ネットワーク設置エリア

出典:あいち生物多様性戦略 2020(平成 25 年 3 月)

生態系ネットワーク協議会 : <http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/shizen/ecologicalnetwork/>

生態系ネットワーク形成の事例

臨海工業地帯におけるグリーンベルトの取組（知多半島生態系ネットワーク協議会）

- ・知多半島臨海部に立地する工業地帯では、幅 100m、延長 10km に及ぶグリーンベルトや周辺地域において、11 社が協力して生態系ネットワークの形成を図る取組が行われています。
- ・この取組には学生が参加し、その活動の経緯や成果をフリーペーパーで地域に発信しています。

知多半島生態系ネットワーク協議会 :
<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/shizen/ecologicalnetwork/chitahantou/chitahantou5.html>

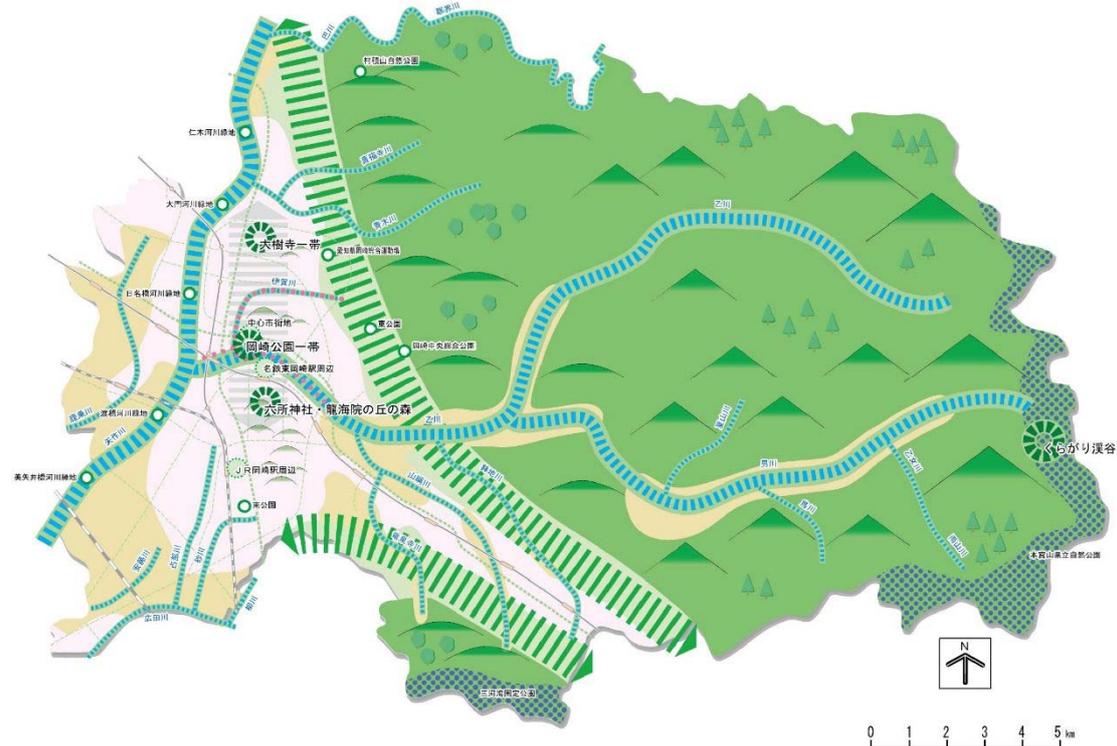
緑の基本計画事例

岡崎市緑の基本計画 2011 改訂版（平成 28 年 3 月）

※岡崎市の緑の基本計画では、「生物多様性おかげざ戦略」（平成 24 年 1 月）を関連計画と位置づけ、その内容に沿った基本方針、推進施策が定められています。

緑の将来構造図

計画の理念や基本目標・基本方針を踏まえ、本市が目指す基本的な緑の構造として、河川や幹線道路の街路樹などの軸となる線的な緑、三河山地の森林やまとまりある農地などの広がりのある面的な緑、本市の緑を代表する拠点などの配置を示します。



	<p>矢作川や乙川・男川などの河川（河川軸） 河川敷の公園利用や水辺にふれあえるなどの親水性に配慮した護岸の整備などを進めます。</p>		<p>三河山地の森林 林産物の生産や災害抑制、生物多様性の保全、水源かん養*等公益的な機能を有し、本市の環境を支える森林地帯として、維持管理の充実などの対策を講じます。</p>
	<p>幹線道路の街路樹（道路軸） 街路樹の連続性を確保するとともに適切な維持管理により、市民が誇りを持てる美しい並木を形成します。</p>		<p>まとまりある農地（のどかな風景が広がる農地） 雨水を浸透・貯留する役割を果たし、のどかな風景となる緑として保全します。</p>
	<p>乙川、伊賀川、岡崎公園などの桜並木（桜の名所） 既存の桜並木の保全や維持管理を図るとともに、新たな公共用地をはじめとして桜などの彩りある緑の充実に努めます。</p>		<p>市街地（緑豊かな市街地） 公園、街路樹、公共施設とともに、民有地の緑化を促進し、花や緑のあふれる街並みを形成するとともに、市東部の三河山地と山裾の樹林地と平地の生態系ネットワークを強化します。</p>
	<p>岡崎公園周辺、大樹寺周辺の散策ルートなど（歴史と文化の軸） 岡崎公園周辺、大樹寺周辺の緑化や緑の保全とともに、散策ルート沿道の社寺林や公共施設などの緑を活かして歴史と文化の緑のネットワークを形成し、歴史まちづくりを推進します。</p>		<p>本市の顔となる地区（重点的に緑化を推進する地区） 緑豊かな本市を印象づけ、市民の緑化意識を高めるよう、重点的に緑化を推進します。</p>
	<p>山裾に沿った二次林*を主体とした樹林地（自然と人の共生軸） 都市環境や生態系ネットワークを維持し、街並みの背景となる緑としての魅力を際立たせる緑として、維持管理の充実や適切な保全対策を講じます。</p>		<p>本市の特徴的な緑のある地区（岡崎市の緑を代表する拠点） 岡崎らしい緑を保全するとともに、適切な維持管理を推進します。</p>

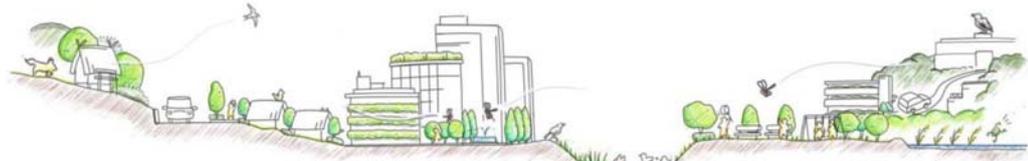
○：主な公園

基本目標4 自然と人が共生するまちづくり

基本方針 ②生物多様性に配慮した緑のネットワーク化を図ります

○自然の水と緑、歴史文化資産の緑、公園などの街の緑、農地などの緑を結び、動植物が生息・生育できるネットワーク化に努めます。

生物多様性おがざき戦略等の関連計画や、西三河地域における広域的な緑のつながりと整合を図りつつ、三河山地の森林、市街地周辺の樹林地、優良農地とともに、市街地における丘陵地のまとまった緑、拠点的な都市公園などの緑を核として、矢作川や乙川などの河川軸や道路軸の街路樹で結び、動植物が生息・生育できる緑のネットワーク化に努めます。



動植物が生息・生育できる緑のネットワークのイメージ

○街路樹の役割を十分に発揮できる維持管理に努めます。

街路樹は、緑のネットワーク化の軸をはじめとして、緑陰の確保、潤いのある街並みの創出、延焼防止などの役割や機能を十分に発揮できるように、適切な樹種を剪定するとともに、維持管理では、樹形や開花時期を考慮して剪定を行います。また市街地周辺では、生物多様性の保全にも配慮し、可能な限り在来種の植栽に努めます。

○公園の整備では、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に配慮します。

公園の整備では、可能な限り地域在来の植生の維持に努め、実・花のなる在来植物種の植栽や未利用地を活用した生物の新たな生息空間の創出などにより、生物多様性に配慮するとともに、公園の配置や安全性、防災性、景観を多面的に考慮しながら、可能な限り緑被率の向上に努めます。

岡崎市緑の基本計画 2011 改訂版 : <http://www.city.okazaki.lg.jp/1300/1303/1326/p005409.html>

豊田市緑の基本計画（平成 30 年 3 月）

※水と緑のネットワークの軸として、「緑の骨格構造」を緑の環境都市軸、緑の内環、緑の外環、河川環境軸で構成されています。



豊田市緑の基本計画 : <http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/toshiseibi/1007512.html>

取組 2 将来都市構造の構築と連動した緑の配置

都市緑地法との対応 都市公園の整備 都市公園の管理 緑地の保全 緑化の推進

対応する基本方針 いのちを守る緑 暮らしの質を高める緑 交流を生み出す緑

本格的な人口減少・少子高齢化を迎える社会においては、持続可能な都市経営の確保を目指す、医療・福祉、商業といった様々な都市機能の集積した拠点の形成と、過度に自動車に依存しない公共交通主体の交通体系による、集約型都市構造の構築が求められています。

都市構造の再構築を推進する中で、豊かな暮らしを支える生活環境を確保するためには、緑の観点から集約型都市構造に向けた都市と緑の将来像等を緑の基本計画等で明示することが必要です。

■集約型都市構造の将来像を踏まえた緑の考え方の例

○都市機能誘導区域・居住誘導区域内

- ・居住環境の向上、にぎわい創出の観点からの都市公園、公共施設の活用・再編
- ・民間開発との連携による効率的・効果的な緑とオープンスペースの量と質の確保 等

○居住誘導区域外

- ・緑地や農地等に加え、人口減少等により増加が想定される空地等の非建築的土地利用の計画
- ・低密度を活かした、緑地や農地が適正に保全・活用された緑・農が共生したゆとりある居住環境の形成
- ・流域圏や崖線などに存在するまとまった緑地の系統的保全・配置
- ・生物多様性の確保・向上の観点からの農と水・緑のネットワークの形成 等

資料：新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について
(新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ)(国土交通省、平成 28 年 5 月)

<p>居住誘導区域内</p> <p>機能が重複する複数の施設の再編・集約化と空いたスペースの賑わい空間としての活用</p>  <p>・周辺の体育館、武道場等を集約 ・野球場を郊外移転し、多目的広場としてイベントに活用(北九州市)</p> <p>民間の広場空間等との連携</p>  <p>大手町の森</p>	<p>居住誘導区域外</p> <p>空地の緑地化等により緑と水のネットワークを形成</p>  <p>イメージ(鶴ヶ島市の市民緑地)</p> <p>農へのニーズへの対応</p>  <p>住民による樹林地や空き地の管理(カシニワ制度：柏市)</p>
--	--

出典：新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 中間とりまとめのポイント(国土交通省都市局公園緑地・景観課、平成 28 年 2 月 10 日)

7.2.2 施策検討

(1) 総合的な取組について

取組 3	地域特性に応じた植栽・管理
------	---------------

都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の保全	緑化の推進
-----------	---------	---------	-------	-------

対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑
----------	---------	------------	----------

本県では、暖帯・温帯の植物を含む豊かな植物相がみられます。三河山地の奥山から尾張北東部や名古屋東部丘陵などの里山、知多半島や東三河地域などの果樹園や水田などの耕作地まで、多様な植生をみることができます。

各地域で特徴的な植生を保全するためには、市街地部において公園や開発用地等の植栽を行う場合には、「自然環境の保全と再生のガイドライン」に基づき、対象地域の植生タイプを踏まえた樹種を選定するとともに、地域種子、苗木を検討する必要があります。なお、公園等において、市街地景観の形成や地域づくり等を目的として園芸種を植栽することが考えられますが、この場合には、市町村と住民等が協力しながら、適切に管理することにより地域の植生を保全する必要があります。

また、道路植栽の整備においては、「愛知県道路構造の手引き」に基づく在来種の利用が望まれますが、初期成長等を踏まえやむをえず外来種と混播する必要がある場合は、適切に管理するなどの措置を検討する必要があります。

健全な植栽や植生基盤を保全・育成する取組は、緑が有する多様な機能を十分発揮させるために必要不可欠であるため、緑の基本計画では、市町村のみならず住民やNPO、民間事業者等が、これらに十分配慮した施策を展開できるように、植栽や管理の方針を記載することが望まれます。

さらに、樹木の育成には長期間を要するため、植樹整備当初の目的を踏まえた適切な維持管理が継続的に実施されるよう、公園の樹木や各市町村を特徴づけるような緑等を対象として、緑の基本計画に位置づけた方針と整合を図りながら、具体的な方法を示した植栽管理計画等を検討することが望まれます。

■開発事業における在来種の植栽（自然環境の保全と再生のガイドライン 愛知県）

- ・地域の自然を見本に、その地域に自生している個体から採取した種子や、増殖した苗木を用いたり、造成前の表土または周辺の自然地の表土を活用したりして、生物の生息生育空間としての質の向上を図ります。
- ・植栽する植物は、植栽場所から極力近い場所に生育していた個体から採取した種子から育てたものであることが良く、少なくとも植栽場所の位置する河川流域であることが望まれます。
- ・植栽する植物の種類の検討において、地域の生態系ネットワーク協議会に所属するNPOや専門家などと相談することも、適切な種類を選定する際に効果的です。県も、協議会と協力して、在来種の入手方法などを検討します。

在来種の入手方法（◎が一番望ましい方法）

- ◎植栽場所から近いところに生育している植物から種子をとってきて苗木を育てる（事業者自らが育てるほかに、学校などに協力してもらって育てる方法もあります）。
- 植栽場所から近いところに生育している植物を移植する（本来、植物が生育していた移植元の自然を悪化させないための十分な配慮が必要です）。
- 在来種を扱う業者から購入する（産地が外国や離れた場所でないことを確認してください）。

【手順】

- ①事業地の位置する植生ゾーンを選択します。
- ②「植生ゾーン別の植物種選定目安表」から目標とする植生タイプを選択します。
- ③●印がついている欄が、推奨される植物の組合せパターンです。緑の網掛けの植物を多めに用いることで、地域に合った植生の姿に近づきます。
- ④あわせて、事業地周辺の自然地に生育する植物も参考にしてください。



※中部地方潜在自然植生図／日本植生誌・中部(昭和60年2月、宮脇昭編著)を元に作成

植生ゾーン別の植物種選定目安表

植生タイプ	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	適した植物の組合せパターン	
常緑樹が目立つ樹林		●									【樹木】モミ、シキミ、ウラジロガシ、サカキ、ツクバネガシ、アカガシ、ユズリハ、アラカシ、ヤブツバキ、ソヨゴ、ヒサカキ、ヤブコウジ、マンリョウ、ツルアリドオシ、アセビ、ミヤマシキミ、バイカツツジ、ムラサキシキブ／【草】キッコウハグマ、キジノオシダ	
			●								【樹木】シラカシ、スダジイ、アラカシ、ヤマモミジ、ツブラジイ、サカキ、ムクノキ、カクレミノ、コナラ、タブノキ、サネカズラ、フユイチゴ、ヤブコウジ、テイカカズラ、アオキ、イヌツゲ、ヒサカキ、ナツツタ／【草】ジャノヒゲ、ベニシダ、ハリガネワラビ	
				●								【樹木】スダジイ、アラカシ、ヤマモモ、モチノキ、ヤブツバキ、ヤブニッケイ、カクレミノ、タブノキ、ヒメユズリハ、ヒサカキ、ツルグミ、ヤブコウジ、テイカカズラ、マンリョウ、アリドオシ、サネカズラ、トベラ、キツタ／【草】ヤブラン、ベニシダ
					●							【樹木】ツブラジイ、サカキ、アラカシ、タカノツメ、ヤブツバキ、シャシヤンボ、ソヨゴ、カクレミノ、ヤブニッケイ、ヒサカキ、アオキ、アセビ、アリドオシ、テイカカズラ、マンリョウ、サネカズラ、フユイチゴ／【草】スズカカンアオイ、ヤブラン、ジャノヒゲ、ベニシダ
						●						【樹木】スダジイ、クロバイ、ヒメユズリハ、ヤブニッケイ、タブノキ、イヌマキ、タイミンタチバナ、ネズミモチ、ツルグミ、ヒサカキ、トベラ、アリドオシ、フウトウカズラ、マンリョウ、ヤブコウジ、テイカカズラ／【草】ヤブラン、コバノカナワラビ
							●					【樹木】タブノキ、ヤブニッケイ、シロダモ、ムクノキ、ヤブツバキ、モチノキ、カクレミノ、サカキ、クロガネモチ、ツブラジイ、エノキ、ネズミモチ、テイカカズラ、アオキ、ツルグミ、キツタ／【草】ヤブラン、ベニシダ、イノデ

植生タイプ	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	適した植物の組合せパターン	
落葉樹が目立つ樹林	●										【樹木】ブナ、ミズナラ、ミズメ、ウリハダカエデ、コハウチワカエデ、アオハダ、リョウブ、ハリギリ、コミネカエデ、オオモミジ、サワシバ、ツルシキミ、シロモジ、カマツカ、オオカナメノキ、サワフタギ、アブラチャン、クロモジ、コバノネリコノ【ササ】スズタケノ【草】ミヤマカンサゲ、オシダ	
	●										【樹木】ミズナラ、ウリハダカエデ、ホオノキ、クリ、コハウチワカエデ、カスミザクラ、ミズキ、イタヤカエデ、ハウチワカエデ、ウワミズザクラ、リョウブ、ヒトツバカエデ、ウリカエデ、マンサク、コシアブラ、ミヤマガマズミ、ヤマウルシ、ツノハシバミ、ツリバナ、ノリウツギ、ダンコウバイノ【草】チゴユリ	
		●										※湿った場所 【樹木】コナラ、クヌギ、リョウブ、アラカシ、ヤマザクラ、イロハモミジ、タカノツメ、ウリカエデ、ソヨゴ、フジ、ムクノキ、エノキ、ネジキ、ヒサカキ、テイカカズラ、キツタ、イヌツゲ、ノイバラノ【ササ】ケネザサノ【草】ナガバジャノヒゲ、ヤブラン、ベニシダ
		●										※乾いた場所 【樹木】コナラ、クリ、ウリカエデ、ウワミズザクラ、ミズキ、リョウブ、ヤマウルシ、ミツバアケビ、エゴノキ、オオモミジ、ウツギ、ノリウツギ、カマツカ、コウヤボウキ、クロモジ、ツリバナ、マルバノキ、イヌツゲ、アセビノ【草】シラヤマギク
			●	●	●	●	●					【樹木】コナラ、アベマキ、ヤマザクラ、リョウブ、イロハモミジ、アラカシ、タカノツメ、カクレミノ、ソヨゴ、シャシャンボ、ネジキ、ヒサカキ、コウヤボウキ、サルトリイバラ、ノイバラ、カマツカ、モチツツジノ【ササ】ケネザサノ【草】ナガバジャノヒゲ、ヤブラン、ベニシダ
									●			【樹木】ムクノキ、エノキ、ケヤキ、クロガネモチ、ヤブツバキ、アラカシ、モチノキ、イロハモミジ、ヤブニッケイ、クスノキ、ネズミモチ、キツタ、アオキ、ヒサカキ、ムラサキシキブ、テイカカズラノ【ササ】チチミザサノ【草】ヤブラン、ジャノヒゲ、ベニシダ
										●		【樹木】ケヤキ、イロハモミジ、タブノキ、アラカシ、ヤブツバキ、カヤ、アラカシ、ウラジロガシ、シロダモ、キツタ、テイカカズラ、ヤブコウジ、アオキ、ヒサカキ、ハナイカダ、ガクウツギノ【草】オオバジャノヒゲ、ジャノヒゲ、クマワラビ、オオバノイノモトソウ、ベニシダ
アカマツが目立つ樹林	●										【樹木】アカマツ、ホオノキ、アカシデ、ウワミズザクラ、イタヤカエデ、クリ、ハクウンボク、クマシデ、イヌシデ、コナラ、ソヨゴ、ヤマウルシ、ネジキ、ヤマツツジ、ミツバツツジ、イヌツゲ、アセビ、ダンコウバイ、サワフタギ、クロモジノ【ササ】ミヤコザサノ【草】シシガシラ	
		●	●	●	●	●	●				【樹木】アカマツ、コナラ、ソヨゴ、リョウブ、アベマキ、ネズミモチ、アラカシ、ネジキ、シャシャンボ、クロバイ、モチツツジ、サルトリイバラ、ヒサカキ、ヤマウルシ、イヌツゲ、ノイバラ、アセビ、コバノガマズミノ【ササ】ネザサノ【草】コシダ	
ヤナギが目立つ樹林										●	【樹木】マルバヤナギ、カワヤナギ、タチヤナギ、キヌヤナギ、ノイバラ、ノブドウ、イボタノキノ【草】ヨシ、ケイヌビエ、サンカクイ、ミズタガラシ、シロバナサクラタデ、クサヨシ、ヤガミスゲ、ミゾソバ、ヒカゲイノコズチ、セリ	
ススキが目立つ草はら	●	●	●	●	●	●	●	●			【草】ススキ、アキノキリンソウ、トダシバ、ツリガネニンジン、ワラビノ【ササ】ネザサ	
背丈の低い草はら	●	●	●	●	●	●	●	●			【草】チガヤ、ヨモギ、カワラマツバ、トダシバ、チシバリ、カモジグサ、ニガナ、オカトラノオ、ミツバツチグサ、ヒメハギ、ツリガネニンジン、タチツボスミレ、スギナ	
背丈の高い湿地の草むら											【草】カササゲ、ヨシ、ホソバノヨツムグラ、ミズオトギリ、シロバナサクラタデ、アギナシ、ミゾソバ、セリ、ヒメシダノ【ササ】チゴザサ	
背丈の低い湿地の草むら											【草】ミゾソバ、ツクサ、ツリフネソウ、ムツオレグサ、セリ、ヤブマメ、イヌナズナ、タネツケバナ、イヌビエ、スギナ	
川辺											【草】ツルヨシ、ヤナギタデ、セキショウ、クサヨシ、ミゾソバ、ヨモギ、スギナ	
池沼											【草】ヨシ、ガマ、マコモ、フトイ、ヒシ、ガガブタ、ヒルムシロ、ヒツジグサ、ジュンサイ、ウキクサ、タヌキモ、エビモ、クロモ、ホザキノフサモ、セキショウモ	
海浜											【草】ハマヒルガオ、コウボウムギ、コウボウシバ、ハマアザミ、ハマボウフウ、ハマニガナ、ハマエンドウ、ケカモノハシ、オニシバ、オカヒジキノ【樹木】ハマゴウ	
藻場											【草】アマモ、コアマモノ【藻】ガラモ、アラメ、サガラメ、アナアオサ	

※植生ゾーンは、主に陸域を大きく区分したものです。全県スケールから見て分布範囲が狭い陸水域(湿地・川辺・池沼)や海域(海浜・藻場)は、特定の植生ゾーンに区分しにくいいため、●印をつけていません。

【出典】愛知県の植生(平成6年3月、愛知県)、日本植生誌・中部(昭和60年2月、宮脇昭編著)、自然環境保全基礎調査報告書(第4回・第7回、環境省)

愛知生物多様性戦略 2020 ～愛知目標の達成に向けて～：
<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/shizen/senryaku/senryaku.html>

緑の基本計画事例：街路樹の樹種選定

西尾市緑の基本計画（平成26年3月）

第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

5-3 緑をつくる 3) 公共施設の緑化

(2) 良好な河川・水路・街路景観の創出

②街路樹の整備と適正な維持管理

健全な街路樹を育成するために、樹種の特徴を十分に理解し、地域の特性や市民の要望に見合った適切な樹種選択を行います。

西尾市緑の基本計画：<http://www.city.nishio.aichi.jp/index.cfm/6,31996,26,333,html>

緑の基本計画事例：市町村を特徴づけるような緑

岡崎市緑の基本計画2011改訂版（平成28年3月）

基本目標2 歴史と文化に育まれてきた緑を保全・活用するまちづくり

基本方針③ 旧東海道や六所神社などの松並木を保全します

〇市の木（ミカワクロマツ）であり、歴史的景観の象徴である旧東海道の松並木や六所神社の松並木などを保全します。



藤川のまつ並木

岡崎市緑の基本計画2011改訂版：<http://www.city.okazaki.lg.jp/1300/1303/1326/p005409.html>

西尾市緑の基本計画（平成26年3月）

第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

5-2 緑を守る 4) 農地の保全

(1) 優良農地や日本有数の抹茶生産量を誇る茶畑の保全

①農業振興地域農用地の指定継続

食を支える貴重な緑地であるとともに、防災上の遊水機能など都市環境保全面からも重要な緑であり、地産地消の推進による農業振興とあわせて緑地の保全を図り、農業振興地域農用地の確保に努めます。



矢作川沿いに広がる茶畑

西尾市緑の基本計画：<http://www.city.nishio.aichi.jp/index.cfm/6,31996,26,333,html>

施策例：在来種を使った県民協働による森づくり

愛・地球博記念公園（長久手市）

- ・平成19年度より、「長久手公共施設協力会」「NPO法人どんぐりモンゴリ」の共同体と、県との協働で森づくりが開始されました。
- ・公園で拾ったどんぐりから3年間育てたフモトミズナラやコナラなどの苗木を、県民参加で万博の施設跡地に植栽をし、森を再生して公園内の緑をつなぐ取組を実施しています。
- ・植栽後も、長久手の森プロジェクトとしてあいち森と緑づくり都市緑化推進事業の助成を受け、森の手入れや森に集まる生き物調査、間伐と間伐材の活用など、森を育成するための取組が継続して行われています。



県民協働による植樹活動の様子